

令和7年度 政務活動費の収支状況

【政務活動費とは】

「地方自治法第100条第14項から16項」に規定する議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければなりません。本市においては「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「根室市議会政務活動費の交付に関する規則」の規定に基づき、根室市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されます。

R8.3.31現在 (単位:円)

項	目	創 新	市政クラブ	大 地	日本共産党 根室市議会議員団	会派 紬	市民クラブ	創志クラブ	無所属 (西田浩一)	無所属 (保坂いづみ)	合 計
所属議員	A: 改選前 (R7.4.1~R7.9.14)	※4人	2人	2人	2人	2人	2人	—	1人	1人	16人
	B: 改選後 (R7.9.15~R8.3.31)	—	3人	—	2人	3人	2人	※5人	—	1人	16人
交付決定額 (A)		480,000	600,000	240,000	480,000	600,000	480,000	600,000	120,000	240,000	3,840,000
活動費決算額内訳	調査研究費					75,990	151,762	61,511		9,200	298,463
	研修費		20,000			18,780	46,792				85,572
	広報費				17,600	151,550					169,150
	広聴費										0
	要請・陳情活動費										0
	北方領土対策活動費		214,106		156,064	208,550	66,265	513,517		147,666	1,306,168
	会議費						22,940				22,940
	資料作成費										0
	資料購入費		127,690		30,010	19,000					176,700
	人件費										0
事務所費	187,000	58,711	42,536	1,881	126,583		42,055		37,164	495,930	
決算額 (B)		187,000	420,507	42,536	205,555	600,453	287,759	617,083	0	194,030	2,554,923
差引返納額		293,000	179,493	197,464	274,445	0	192,241	0	120,000	45,970	1,302,613
執行率 (B/A)		39.0%	70.1%	17.7%	42.8%	100.0%	59.9%	100.0%	0.0%	80.8%	66.0%

◆交付額及び交付対象 議員一人あたり年額240,000円が会派等に対して交付されます。(令和7年度は改選期のため

任期期間により一人あたり各120,000円を支給)

※議長は出身会派に含まれます。

※決算額が交付決定額を超える場合、その差額は自己負担となります。

※決算額が交付決定額に満たない場合、その差額を返還することとなります。

◆政務活動費使途基準 政務活動費は、条例で定める以下の使途基準に従って使用します。

項目：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、北方領土対策活動費、会議費、資料作成費、

資料購入費、人件費、事務所費

※「事務所費」とは「会派又は議員が行う活動に必要な事務所(会派又は議員控室とする。)の管理に要する経費」のことをいいます。

◆収支報告書の閲覧 政務活動費に関する収支報告書は、「根室市情報公開条例」及び「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき閲覧することができます。